

## 実務対応報告公開草案第11号に対する意見

## 住民税の均等割の表示について

外形基準による事業税が、課税所得に関連しない税金ということで「販売費及び一般管理費」の区分に表示されることは妥当である。これにより、税引き前当期利益から控除される税効果適用後の「法人税、住民税及び事業税」は、利益に対応した税金費用という概念に一致し、限りなく利益に実効税率を乗じたものに近づく。

その観点からすれば、住民税の「均等割」も事業税の外形標準課税部分と会計上の性格は同じと考えられるので、「販管費」区分で表示すべきではなかろうか。もちろん、事業税と住民税は「損金算入の認否」で税務上の性格は異なるが、利益に対応した税金費用の純化の観点からは、損益計算書の表示は外形基準の事業税と同じ扱いにすべきと考える。

以上